

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科博士課程（論文博士）
学位論文審査基準

（審査体制）

1. 審査委員会は、主査1名、副査4名で構成する。
2. 少なくとも主査及び副査2名は学位論文の共著者を除く研究科の教授から選出する。なお、副査は他の大学院または研究所等の教員等に委嘱することができる。

（評価項目）

1. 学位論文の学術的意義、新規性、論理性、倫理性の有無
2. 学位申請者の博士の学位を授与するに足る学識、識見の有無
3. 医歯学総合研究科博士課程に入学する者と同等またはそれ以上の英語能力の有無

（評価基準）

1. 国際学術誌に掲載された英語論文（掲載予定を含む）であること又は国際学術誌に掲載された論文（掲載予定を含む）を基に英語でまとめた単著のテーシス形式のものであること。なお、テーシス形式の場合は基礎論文の少なくとも一つにおいて、学位授与申請者が筆頭著者であること。
2. 審査委員会からの博士論文等の審査及び学力の確認（口頭及び筆答による）の結果の報告を受け、博士論文等審査及び学力の確認結果の要旨並びに博士課程修了認定資料等に基づき、研究科教授会が学位論文及び学力の確認の可否を決定する。
3. 上記の決定は、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（関係規則）

1. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則
2. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における学位論文公開審査に関する申合せ
3. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科学位取扱規則
4. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科学位取扱規則に関する申合せ
5. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科学位の取扱いに関する申合せ
6. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における論文博士研究歴換算に関する申合せ
7. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における学位論文（論文博士）の要件に関する申合せ